

IND-5545-2405

アンチラストテラミ LS-W(N)

バリウム系添加剤無添加 水置換性強化型溶剤希釈形長期防錆油

アンチラストテラミ LS-W(N)は、長年の研究と経験をもとに開発されたバリウム系添加剤無添加の溶剤希釈形長期防錆油で、前工程で水溶性の切削液や洗浄液などが使用された際に残存する水分の除去性も兼ね備えています。アンチラストテラミLS-W(N)は、べたつきなどの原因となるペトロラタムが配合されていないので、作業性に優れています。

多くの防錆油にはバリウム系の防錆剤が配合されていますが、一方ではこれらの化合物とは異なるものの、特定のバリウム化合物の人への影響が危惧されています。このことから、欧米など一部地域(国・州)ではバリウムやバリウム化合物に関する規制を強化する動きや、輸外型産業では自主的にバリウム系防錆油の使用を制限するなどの動きが見受けられます。アンチラストテラミ LS-W(N)は、従来のバリウム系防錆油と同等の防錆性能を有しており、輸出品などの長期防錆にも安心してご使用頂けます。また、臭気の少ない添加剤を使用しており、作業環境の改善にも貢献いたします。アンチラストテラミ LS-W(N)は、JIS K 2246においてNP-3-2に分類されます。

●特 長

1. 水置換性に優れています

前工程で水溶性の切削液や洗浄液が使用された場合など、金属加工部品に残存する水分を除去する性能が優れています。これらの除去を目的に使用する際は、浸せき法が効果的であり、はけ塗りや吹き付けでは除去性が低下します。

2. 防錆性能が優れている

厳選された鉱油と防錆添加剤の働きにより、優れた防錆性能を発揮します。

3. 引火点が高めです

溶剤希釈形ですが、引火点が比較的高い防錆油です。

4. 脱脂性が優れています

有機溶剤やアルカリ洗浄液で容易に除膜することができます。

5. 作業性に優れています

ワックスなどの造膜剤を配合していないため、精密部品用途での異物の除去を目的とした洗浄に最適であり、フィルターろ過も容易になります。

6. 環境に配慮しています

バリウム系添加剤を使用していないため、環境への適合性にも優れています。また、臭気の少ない添加剤を使用しており、作業環境を改善します。

●用 途

各種機械部品、精密機械部品などの鉄鋼製品

●塗布方法

浸せき(水置換の場合)、はけ塗り、スプレー

●荷 姿

200lドラム、20lペール缶

●アンチラストテラミ LS-W(N)の代表性状

色	(ASTM)		L2.0
密度	(15℃)	g/cm ³	0.830
動粘度	(40℃)	mm ² /s	3.92
引火点	(PM)	℃	83
水置換性	JIS K2246		合格
ENEOS法(鋼板上の水置換速度)			
水道水			5秒以内
水溶性切削油(A1種1号, 10%)			5秒以内
(A3種1号, 3%)			5秒以内
湿润試験	(A級保持時間)	h	1,200以上
塩水噴霧試験	(A級保持時間)	h	24以上
防錆期間	(目安)		6ヶ月
塗膜の状態			半乾燥性 透明膜
膜厚		μm	2～3
消防法危険物分類			第3石油類

※代表性状値は、商品の改定等により予告せずに変わる場合があります。
(2024年5月)



取扱上の注意

▼取扱いについては下記の注意事項に従って行って下さい。

成分：	潤滑油基油、潤滑油添加剤
絵表示：	
注意喚起語：	危険
危険有害性情報：	可燃性液体 皮膚刺激 重篤な眼の損傷 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ 水生生物に有害
注意書き： 安全対策	・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 ・眼に入れないこと。飲み込まないこと。 ・熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・環境への放出を避けること。 ・取り扱い後はよく手を洗うこと。 ・この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
応急措置	・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 ・眼に入った場合：多量の流水で洗眼し、直ちに医師に連絡すること。 ・皮膚に付着した場合：多量の水と石けん（鹼）で洗うこと。 ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 ・無理に吐かせないこと。 ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
保管	・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。 ・一度栓を開けた容器は必ず密栓しておくこと。 ・換気の良い場所で保管すること。 ・施錠して保管すること。
廃棄	・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則にしたがって廃棄すること。 ・不明な場合は購入先にご相談の上処理すること。